明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務八〇）　二
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（同八一）　二
○法務省組織規則の一部を改正する省令（法務四四）　二
○入国者収容所組織規則の一部を改正する省令（同四五）　二
○地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令（同四六）　二
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　三
○教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学三一）　三
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五一）　四
○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（同一五二）　四
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境二）　四
○経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六九）　四
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通七二）　四
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境三四）　四

〔訓　令〕

○主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（法務二）　四

〔告　示〕

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務三三四）　五
○特定国外派遣組織を指定する件（同三三五～三四〇）　五
○共同募金会が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（同三四一）　五
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通二）　五
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務三〇八）　六
○平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同三〇九）　六
○平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同三一〇）　六
○平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同三一一）　六
○関税暫定措置法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件（同三一二）　六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二四）　七
○茨城県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（国税庁一五）　七
○義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部を改正する件（文部科学一五七）　七
○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し定める件の一部を改正する件（同一五八）　七
○文部科学省の所管に属する船舶に関し、船舶所有者が行う手続について、文部科学大臣の代理官を指定した件の一部を改正する件（同一五九）　七
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件（厚生労働四〇〇）　七
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同四〇一）　七
○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（同四〇二）　八
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同四〇三）　八
○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（同四〇四）　八
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二一六九）　八
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件（同二一七〇）　八
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件の一部を改正する件（同二一七一）　九

（以下次のページへ続く）